

第1章 総 則

第1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条に規定する消防用設備等の技術上の基準並びに本市で適用する特例基準及び指導基準を集約することにより、消防同意事務等の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 運用上の留意事項

- 1 本基準は、消防機関として有する火災等の災害にかかる知見或いは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために当局が付加した行政指導事項も含まれているため、行政指導に際しては、関係者に説明を十分に行い、任意の協力を得た上で指導すること。
- 2 凡例
 - (1) 無印 法令基準
 - (2) ★ 指導基準（火災等の災害にかかる知見或いは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策の向上を図ることを目的として規定した行政指導事項）

第3 用語例

- 1 法とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号)をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。
- 4 条例とは、浜松市火災予防条例(昭和37年浜松市条例第17号)をいう。
- 5 建基法とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- 6 建基令とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。
- 7 風営法とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)をいう。
- 8 風営令とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)をいう。
- 9 施行規程とは、浜松市火災予防施行規程（昭和62年浜松市消防本部告示第1号）をいう。
- 10 J I Sとは、日本工業規格をいう。
- 11 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 12 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 13 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 14 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 15 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 16 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 17 特定防火設備とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 18 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第64条に規定するものをいう。